

民法判例集

担保物権・債権総論〔第3版〕

瀬川信久 = 内田 貴 = 森田宏樹
2014年9月刊 / 390頁 / 本体 2900円 + 税
A5判 / 並製



学習 学部 LS

編集
担当者
から

望みの第3版です。現代語化等の重要改正に対応し、従来の記述、関係図の見直し等をする
ことで一層理解がすすむものとなりました。

さて、学習に際し、判例の一般論を暗記するだけの方もおられるでしょう。しかし、例えば
判例（本書90事件）が「通常生ずべき損害」にあたり債権者に損害軽減義務を認めた、とのみ覚えて
も当該判例を理解したとはいえません（詳しくは当該判例をご覧ください）。何よりこれでは判例がもっ
たいない！

民法学習の意義は法的紛争を解決する力を養うことにもあります。しかし前提となる法律（要件）は
抽象的で、用いるに容易ではありません。そこで判例をその力を養う「お手本」とするのです。

本書はその「お手本」の効用が最大限となるような様々な工夫がしてあります。明瞭な事実関係の記載
や関係図、短いながらも本質をついた確かな解説等が、当事者がどのような事実関係の下で何を欲し、判
例がどういった評価をしたかをつかむ手助けとなります。ぜひ本書掲載の181件の「お手本」で、「見
取り稽古」をしてください。その際、当事者の「動機」を想像しつつ読まれることをお勧めします。人
間・社会そのものを知る効用もあるからです（本誌222号〔1999年〕15頁参照）。（井植）

Point!

P

お気に入りの判例を探すのもまた楽しいものです！

→ 66

いべきである。この点を審理判断することなく、本件物件2の引渡請求を認
容した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」

『論旨は上記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れぬ。』
そして、Xの請求のうち、本件物件1の引渡しを求める部分については、こ
れを棄却した第1審判決は正当であるから、同部分についてのXの控訴を棄
却し、本件物件2の引渡しを求める部分については、更に審理を尽くさせるた
め、本件を原審に差し戻すこととする。』（裁判長裁判官 泉 徳治 裁判官 磯橋
和子 甲斐中辰夫 島田仁郎 オ口千穂）

66 集合動産譲渡担保 (2) — 物上代位

最(一)決平成22年12月2日民集64巻8号1099頁
(平成22年12月2日最高裁判所第一分科判決)

【事案】 債の養育義務を怠るY
(個人)は、平成20年12月9
日および平成21年2月25日、
X（債権中央金庫）との間で、
XがYに対して存する養育債
権を譲渡担保債権として、Y新
育の養育施設および養育施設内
の養育魚について、Xを譲渡担保債権とする譲渡担保権を設定した。その設定契
約においては、Yが養育施設内の養育魚を通常の定数方法に従って販売できるこ
と、その場合、Yは、これと同種以上の養育魚を補充することなどが定められて
いた。

平成21年8月上旬頃、本件養育施設内の養育魚2510匹が法害により死滅し、Y
は、X共済組合（熊本県農業共済組合）との間で締結していた農業共済契約に基づ
き、養育魚の死滅による損害を補填するために支払われる農業共済請求権を取得し
た。Yは、前記の非常被害発生後、Xから新たな貸付を受けられなかったた
め、同年9月4日、養育魚を販売した。

Xは、同年10月23日、本件譲渡担保権の実行として、本件養育施設および本
件養育施設内に残存していた養育魚を熊本県農業共済組合に売却し、その

→ 66

売却代金をYに対する貸付債権に充当した。Xは、平成22年1月29日、前記売
当後の貸付債権を譲渡担保債権とし、本件譲渡担保債権に基づく物上代位の行使と
して、本件共済請求権の差押えの申立てをした。同年2月3日、熊本地方裁判所は、
申立てに基づき強制差押命令を発した。

Yは、本件共済請求権に本件譲渡担保債権の効力は及ばないなどとして、前記
命令の取消しを求める執行抗告をした。

原審は、Yが本件共済請求権を取得したことは通常の営業の範囲を超えるも
の、本件譲渡担保債権の効力は本件共済請求権に及び、Xは、養育魚が滅失し
た時点以降、本件共済請求権に対して物上代位の行使することができるとして、
Yの執行抗告を棄却した。そこで、Yから許可抗告の申立てがあった。

【決定理由】 抗告棄却 「構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲
渡担保債権は、譲渡担保債権において譲渡担保の目的である集合動産を構成する
に至った動産（以下「目的動産」という。）の価値を担保として把握するもの
であるから、その効力は、目的動産が滅失した場合にその損害をてん補するた
めに譲渡担保債権設定者に対して支払われる損害保険金に係る請求権に及ぶと解
するに相当である。もともと、構成部分の変動する集合動産を目的とする集
合物譲渡担保債権は、譲渡担保債権設定者が目的動産を販売して営業を継続す
ることを前提とするものであるから、譲渡担保債権設定者が通常の営業を継続し
ている場合には、目的動産の滅失により上記請求権が発生したとしても、これに
対して直ちに物上代位の行使を行うことができる旨が合意されているなどの特
段の事情がない限り、譲渡担保債権者が当該請求権に対して物上代位の行使す
ることは許されないといふべきである。

上記事実関係によれば、Xが本件共済請求権の差押えを申し立てた時点
においては、Yは目的動産である本件養育施設及び本件養育施設内の養育魚
を用いた営業を廃止し、これらに対する譲渡担保債権が実行されていたという
のであって、Yにおいて本件譲渡担保債権の目的動産を用いた営業を継続する余
地はなかったといふべきであるから、Xが、本件共済請求権に対して物上
代位の行使を行うことができることは明らかである。

そうすると、Yの執行抗告を棄却した原審の判断は、結論において足る
ことができる。』（裁判長裁判官 宮川光治 裁判官 櫻井淳子 金澤誠 岡田尤
子 白木 勇）